

商品概要説明書

J A住宅ローン（一般型）

（2025 年 4 月 1 日現在）

商品名	J A住宅ローン（一般型）
ご利用いただける方	○ J Aの組合員の方。 ○ お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。 ○ 原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○ 原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○ 団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。 ○ 連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○ ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①住宅の新築・購入（中古住宅も含む）。 ②土地の購入（5 年以内に新築し、居住する予定があること。）。 ③住宅の増改築・改装・補修。 ④他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・改装・補修。 ⑤建替え・住替えに伴う既往住宅ローン残債務 ⑥上記①～⑤の借入とあわせた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。） ⑦上記①～⑥に付随して発生する一切の費用

借入金額	○10 万円以上 20,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が J A の定める範囲内であり、原則として自己資金額が所要資金の 20% 以上であることとします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、700 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅取得資金に対する借入金額の 2 分の 1 以下とします。 ○建替え・住替え案件の場合、既往住宅ローン残債務の加算上限額は、700 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、既往住宅ローン残債務の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する既往住宅ローン残債務は、住宅取得資金に対する借入金額の 2 分の 1 以下とします。 ○建替え・住替え案件でおまとめ住宅ローン対応を行う場合、既往住宅ローン残債務とおまとめ分を合算して 700 万円以内とし、住宅取得資金に対する借入金額の 2 分の 1 以下とします。 なお、その他資金用途による条件もありますので、詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。
借入期間	○据置期間を含め 3 年以上 50 年以内とし、1 か月単位とします。 ○据置期間は、初回ご融資日から 1 年後までの範囲内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則として現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできません。 ただし、貸付期間を原則最長 5 年以内で延長することができます。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。 ○建替え・住替え案件の場合、借入期間は、新たにお借入れいただく住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。 なお、その他資金用途による条件もありますので、詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。
借入利率	※借入利率については、管轄 J A にお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（1 年・3 年・5 年・7 年・10 年・15 年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、J A の店頭でお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。

	【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。							
返済方法	※各種返済方法については、管轄JAにお問い合わせください。 ○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。							
担保	○ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○借地上の建物などの場合には、JAが指定する保証機関所定の審査基準により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済（保険）にご加入のうえ、火災共済（保険）金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがございます。							
保証人	○JAが指定する保証機関（鹿児島県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。							
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額1,000万円あたりの一括支払保証料（0.1%）（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>10年</td><td>20年</td><td>30年</td><td>35年</td><td>40年</td><td>50年</td></tr></table>	お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年	50年
お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年	50年		

	<table><tr><td>保証料（円）</td><td>69,032</td><td>92,457</td><td>107,218</td><td>113,080</td><td>117,994</td><td>123,852</td></tr></table> ※事務手数料 30,000 円含む ②分割払い（外取り・内取り） 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.08%～0.30%です。	保証料（円）	69,032	92,457	107,218	113,080	117,994	123,852						
保証料（円）	69,032	92,457	107,218	113,080	117,994	123,852								
団体信用生命共済（保険）	※団体信用生命共済については、管轄 J Aにお問い合わせください。 ○ J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済（保険）掛金は J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td rowspan="6">管轄 J A にお問合せ下さい。</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td></td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	管轄 J A にお問合せ下さい。	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	団体信用生命共済（連生）	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	がん保障特約付団体信用生命保険	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	団体信用生命保険（ワイド）	
団体信用生命共済（保険）名	加算利率													
団体信用生命共済（特約なし）	なし													
長期継続入院特約付団体信用生命共済	管轄 J A にお問合せ下さい。													
三大疾病保障特約付団体信用生命共済														
団体信用生命共済（連生）														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）														
がん保障特約付団体信用生命保険														
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）														
団体信用生命保険（ワイド）														
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に各 J A 所定の利率が加算されます。													
手数料	○ご融資の際や繰上返済、返済条件を変更する場合には、別途 J A 所定の手数料が必要となる場合がございます。詳しくはお近くの J A 窓口へご確認ください。 ○ご融資の際、保証機関に対して 30,000 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…5,000 円 ②一部繰上返済の場合…5,000 円													
出産・育児休業特例（元金据置）	○ご本人または連帯債務者の方が、出産・育児休業取得中、もしくは取得予定の場合において元金据置をお申込みいただけます。 ・元金据置にはお申込みが必要です。 ・元金据置は、お子さま 1 人あたり最長 24 か月、計 2 回（最長 48 か月）までお申込みいただけます。（※双子等の多胎児の場合も最長 24 か月となります） ・元金据置は、約定（元利金）返済を 6 回以上行っていただいた後、お申込みいただけます。 ・お申込時には、出産・育児休業取得の確認資料として勤務先が発行する所定の資料等の提出が必要となります。													

	・元金据置期間中も利息の支払いは必要です。 ・住宅ローンの最終期日は延長しませんので、元金返済再開後のご返済額は元金据置前より増加することにご留意ください。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記J Aバンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所（電話番号：03-6837-1359）にお尋ねください。
その他	○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。 ○1億円超のお借入れの場合は、ご選択いただける団体信用生命共済（保険）の種類が一部制限されることがあります。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J Aバンク鹿児島